

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合も同様に記入)

年 月 × × 日

大津市長

申請者

住所 滋賀県大津市御陵町 番 号

株式会社 大津 処理産業

氏 名 代表取締役 大津 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-

許可証にある許可年月日、許可番号を記入してください。

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

~~産業廃棄物処分業~~

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 × × 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業(積替え・保管を含まない)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)を記載すること。)	<p>1. 廃プラスチック類</p> <p>2. 木くず</p> <p>3. ゴムくず</p> <p>4. 金属くず</p> <p>5. ガラスくず</p> <p>既に取り扱っている産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物等の有無について をしてください。</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を <input type="checkbox"/>含む <input type="checkbox"/>除く』</p> <p>『水銀使用製品産業廃棄物を <input type="checkbox"/>含む <input type="checkbox"/>除く』</p> <p>『水銀含有ばいじん等を含む <input type="checkbox"/>除く』 以上 5 項目</p>
変更の内容	<p>がれき類の追加(積替え・保管を含まない)</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を <input type="checkbox"/>含む <input type="checkbox"/>除く』</p> <p>『水銀使用製品産業廃棄物を <input type="checkbox"/>含む <input type="checkbox"/>除く』</p> <p>『水銀含有ばいじん等を含む <input type="checkbox"/>除く』 以上 1 項目</p>
変更理由	事業の拡大
変更に係る事業の用に供する量、設置場所、設置年月日処理年月日及び許可番号(産業廃棄物処理の許可を受けている場合に限る。)	取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物等の有無について をしてください。
	様式第六号の二(第2面)のとおり
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
事務処理欄	

(第2面)

更新・新規申請の第2面とは様式が異なりますので注意してください。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
必ず本名とふりがなを記入してください。(外国人の方は、通称名がある場合は、並記してください。)		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社 大津 処理産業	滋賀県大津市御陵町 番号	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
必ず本名とふりがなを記入してください。氏名の表記にあたっては、住民票の記載どおりに記入し、字体の簡略化は行わないでください。		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
本籍、住所とも住民票の記載どおりに記入してください。		
おおつ いちろう 大津 一郎	S20.10.15	北海道 滋賀県大津市御陵町 番号
おおつ はなこ 大津 花子	S26.3.25	北海道 市区 1丁目 番号
	取締役	滋賀県大津市御陵町 番号
しが りゅういち 滋賀 隆一	S23.02.12	滋賀県大津市御陵町 番号
	顧問	外国人の方は、住民票に記載されている氏名とふりがなを記入し、通称名がある場合は、並記してください。
おおつ たろう 大津 太郎	S45.09.10	滋賀県大津市御陵町 番号
	取締役	滋賀県大津市御陵町 番号
( )	S40.03.14	滋賀県大津市御陵町 番号
	監査役	滋賀県大津市御陵町 番号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	2000株	出資の額	一億円
(ふりがな) 氏名又は名	必ず本名とふりがなを記入してください。(外国人の方は、通称名がある場合は、並記してください。)		
おおつ いちろう 大津 一郎	S20.10.15	1000株 50%	北海道 市区 1丁目 番号 滋賀県大津市御陵町 番号
おおつ はなこ 大津 花子	S26.3.25	300株 15%	北海道 市区 1丁目 番号 滋賀県大津市御陵町 番号
おおつ たろう 大津 太郎	S45.09.10	200株 10%	北海道 市区 1丁目 番号 滋賀県大津市御陵町 番号
しが りゅういち 滋賀 隆一	S23.02.12	100株 5%	埼玉県 市2丁目 番号 滋賀県大津市御陵町 番号
かぶしきがいしゃくしかくさんぎょう 株式会社 産業		400株 20%	滋賀県大津市御陵町 番号

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人があつた場合)

(ふりがな) 氏	支店長又は廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者すべてを必ず本名にふりがなを付けて記入してください。(外国人の方は、通称名がある場合は、並記してください。) また、役員、株主と同じ人であっても記入してください。		
おおつ 大津 太郎	大津支店長		滋賀県大津市御陵町 番号
おうみ 近江 徹	S30.08.09		沖縄県 市 1丁目 番号
	滋賀工場長		滋賀県大津市御陵町 番号

- 備考
- 欄は記入しないこと。
  - 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

手数料欄

証紙は取り扱っていないため、貼付は不要です。